

各都道府県労働局職業安定部長 殿

厚生労働省職業安定局  
雇用保険課長

激甚災害の指定に伴う雇用保険の特例等に係る取扱いについて  
(令和 6 年能登半島地震関係)

令和 6 年能登半島地震による災害（以下「本災害」という。）が、激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律（昭和 37 年法律第 150 号。以下「激甚災害法」という。）第 2 条第 1 項の激甚災害として指定されたことに伴い、令和 6 年 1 月 11 日付け職発 0111 第 3 号「激甚災害及び雇用保険の特例措置の指定について（令和 6 年能登半島地震関係）」が発出されたところであるが、その事務の取扱いについては、下記のとおりとする。

なお、被災事業所から休業票の発行について問い合わせがあった場合には、最優先で手続を案内するとともに、公共職業安定所（以下「安定所」という。）間での連携や都道府県労働局（以下「労働局」という。）による必要な支援など、最大限の配慮をお願いする。

記

1 災害救助法の適用に伴う雇用保険の特別措置及び激甚災害の指定に伴う雇用保険の特例について

災害救助法の適用地域における雇用保険の特別措置（以下「災害特例」という。）（雇用保険業務に関する業務取扱要領（平成 22 年 12 月 28 日付け職発 1228 第 4 号）（以下「業務取扱要領」という。）51751-51800 参照。）は、災害救助法の適用地域にある事業所が災害により休止又は廃止したために一時的に離職を余儀なくされた方について、事業再開後の再雇用が予定されている場合であっても、雇用保険の基本手当を受給できることとするものである。一方、激甚災害の指定に伴う雇用保険の特例（以下「激甚特例」という。）（業務取扱要領 51701-51750 参照。）は、事業所が災害を受けたことにより休止又は廃止したために休業を余儀なくされ賃金を受けることができない状態にある方について、雇用保険の基本手当を受給できることとするものである。

これら特例に係る適用関係については、別表を確認すること。

なお、「令和六年能登半島地震による災害についての激甚災害及びこれに対

し適用すべき措置の指定に関する政令」(令和6年政令第4号)において、激甚特例の対象地域(以下「指定地域」という。)が、災害救助法の適用地域とされたことに留意すること。

おって、激甚特例が実施される場合は、災害特例の対象地域は、指定地域(本災害については、災害救助法の適用地域)の隣接地域も含むこととなることに留意すること。

## 2 災害による休止又は廃止の判断について

災害特例及び激甚特例は、事業所が災害により休止又は廃止したことが前提となるが、これらの特例措置は被保険者の目下の生活維持を目的としたものであるため、休止又は廃止が災害によるものかの判断については、極力、迅速に行うべきものであること。

当該判断は業務取扱要領 51702(2)のとおり取り扱うこととするが、本災害の被害の重大さに鑑み、事業所が指定地域、災害救助法の適用地域及び指定地域に隣接する地域(以下総称して「指定地域等」という。)内に所在することを確認し、明らかに当該休止又は廃止が災害によるものではない場合(災害発生以前から休業が予定されていた場合等)を除き、災害と直接の因果関係が存在する休止又は廃止と広く判断して差し支えないこと。

## 3 雇用保険の特例措置に係る給付の取扱い

### (1) 指定地域に係る給付制限期間の取扱いについて

雇用保険法第33条第1項の給付制限の解除(業務取扱要領 52205(5)へ参照。)については、以下のとおり取り扱う。

- ① 令和6年1月1日現在、待期が満了し給付制限期間中にある者であって当該給付制限期間が残り1か月未満である者については、業務取扱要領 52205(5)へのとおり、令和6年1月1日以後の失業の認定を可能にすること。

なお、この取扱いに当たっては、当該受給資格者に関し、支給台帳基本項目変更票(帳票種別 10250)により、①欄に支給番号及び⑤欄の新離職理由に「33」(正当な理由のある自己都合退職)を入力し、給付制限措置を解除する。その上で、令和6年1月1日以後の失業の認定を行う。

この失業の認定に当たっては、当該受給資格者の来所日を認定日として認定し、当該認定日の前日から遡って令和6年1月1日までの間の失業の認定を行うこととする。

- ② 令和6年1月1日現在、受給資格決定前、受給資格決定後待期中の者又は待期が満了し給付制限期間中にある者であって当該給付制限期間が1か月を経過していない者は、当該1か月经過後の期間について失業の認定を可能とする。

なお、この取扱いに当たっては、受給資格決定前の者については、当初より離職理由に「45」（正当な理由のない自己都合退職（給付制限1か月））又は「55」（被保険者の責めに帰すべき重大な理由による解雇（給付制限1か月））を入力し、また、受給資格決定後の待期中の者又は待期満了後給付制限期間が1か月を超えていない者は、支給台帳基本項目変更票により離職理由を「45」又は「55」に変更し、給付制限を解除することとするが、実際の失業の認定は待期満了後1か月经過した後の期間のみの失業の認定を行い、待期満了後1か月の間についての失業の認定は行わないこととするので留意する。

- ③ 離職理由が45及び55の者については、給付制限期間が1か月であるため、特に処理の必要はない。

本取扱いについては、別紙1のリーフレットにより周知するとともに、各安定所で対象者の把握を行い、電話連絡等により個別に周知・案内を行い、来所を促すとともに、来所した場合は認定日を再指定すること。

また、本取扱いは離職日が激甚特例の期限である令和6年12月31日以前の者を対象とすること。

なお、激甚災害発生時には指定地域内に居住していたが、実際の失業の認定は指定地域外の安定所で受けている受給資格者については、住民票等により、令和6年1月1日時点で指定地域内に居住していたか否かを確認することとする。

## (2) 個別延長給付に係る取扱いについて

激甚特例又は災害特例の対象者に対する個別延長給付の適用の判断にあたり、求人への応募実績に関する要件については、業務取扱要領52371(1)ロ(イ)のなお書きのとおり当該要件は問わないこととして取り扱うこと。

ただし、激甚特例又は災害特例の対象者であっても、業務取扱要領52371(1)ロ(ロ)b（やむを得ない理由なき不出頭により不認定）に該当する場合は、個別延長給付の対象としないこと。

## (3) 指定地域等の管轄安定所において手続を行う受給資格者の郵送での特例的な認定

指定地域の管轄安定所において手続を行う受給資格者については、すみやかに基本手当を支給することが必要であり、また、一時的な避難等や交通事情の悪化により、いずれの安定所への来所も困難である受給資格者も多いと想定される。このため、当分の間の暫定的な取扱いとして、郵送された失業認定申告書の確認により失業認定を行うことも可能とすること。

この場合において、受給資格者は、住居所管轄安定所又は他の安定所あて、概ね所定の認定日に、失業認定申告書を郵送により送付するものとする。

#### 4 激甚特例に係る適用の取扱い

##### (1) 激甚特例の対象事業所及び労働者

激甚特例は、指定地域内に所在し、災害を受けたため、やむを得ず事業を休止又は廃止した事業所に雇用される労働者が対象となるが、事業所が指定地域外に所在していても、労働者が実際に就業している場所（店舗、建設現場、請負場所などで事業所非該当施設か否か問わない。）が指定地域内にあり、当該就業場所が災害を受け当該就業場所での事業を休止又は廃止した場合も対象になる。

また、労働者派遣事業については、①指定地域内に所在する派遣元事業所が直接の被害を受けたことによって休止又は廃止した場合（派遣労働者の派遣先は指定地域内に限らない。）はもとより、②派遣元事業所は指定地域内に所在していなくても、派遣労働者が就業している派遣先事業所が指定地域内に所在し、災害を受け休止又は廃止した場合も、当該派遣労働者は激甚特例の対象になる。

なお、事業所の全ての事業が休止又は廃止した場合だけでなく、一部の事業に限って休止又は廃止となった場合も、その一部の事業に従事していた労働者は激甚特例の対象になる。

おって、本取扱いは激甚特例に係る取扱いであり、災害特例は本取扱いの対象とならないことに留意すること。

##### (2) 事業主等が行う激甚特例に係る休業証明書の関係手続

被災者の生活の安定を図るために、迅速に手続を行う必要があることから、業務取扱要領のほか、次による取扱いを行うこととする。

###### ① 休業の申請

雇用する労働者が激甚特例に係る措置を利用する場合には、業務取扱要領 51703(3)ロ(イ)において事業主は激甚災害法に基づく指定があった日（本災害については令和6年1月11日。以下「指定日」という。）（休業開始日が指定日後である場合には休業開始日）から30日以内に休業証明書を事業所管轄安定所長に提出することとされている。ただし、被災等による影響により提出期限を超えての提出とならざるを得ない場合は、この記載にかかわらず、届出期限経過後であっても受理して差し支えないこと。

なお、休業証明書用紙については、業務取扱要領 51703(3)ロ(イ)に基づき、雇用保険被保険者資格喪失届及び雇用保険被保険者離職証明書を使用することとするが、使用にあたっては、業務取扱要領 51703(3)ロ(イ)のなお書きの記載にかかわらず、余白に「休業」の表示（赤色）をすることにより、休業証明書として活用すること。

その際、離職理由等の休業証明書としては記載が不要な項目については

必ず斜線を引いた上で使用することとし、別紙2の記載例を本省HPに掲載するので、適宜各労働局HPにもリンクを掲載する等事業主等への周知を図ること。

## ② 休業の確認

事業主等より休業証明書が提出された場合には、当該事業所が指定地域内にあることを確認すること。（ただし、(1)のとおり事業所が指定地域内に所在していない場合でも対象になる場合があるため、丁寧に聴取し、確認すること。）

また、休業証明書には賃金台帳その他の休業の日前の賃金の支払額を証明できる書類（以下「賃金台帳等」という。）を添えて提出することが必要であるが、迅速に処理を行う必要があることから、関係書類との照合を省略して差し支えないこと。

なお、事業所の被災等により賃金台帳等が滅失したため、休業証明書の作成ができない場合には、別紙3の疎明書（事業主用）の様式例を適宜修正の上活用して、休業証明書の作成及び休業票の交付を行うこと。

休業者から、事業主から交付を受けた休業票に記載された自身の賃金額に記載誤りがある旨の申立てを受けた場合には、賃金台帳等との照合を行うほか、必要に応じて事業主等への確認が必要になることに留意すること。

なお、休業証明書の手続において、所定給付日数の決定に当たっての離職区分のコードは、便宜上「3B」として取り扱うとともに、喪失原因は4とすること。

## ③ 休業票の作成・交付

休業票の作成・交付に当たっては、迅速に作成し事業主等に交付すること。

## ④ 提出先安定所の取扱い

事業所が被災している等により、管轄安定所に休業証明書を提出することができない場合には、本社等が被災した事業所に代わって、郵送や電子申請の方法を活用し、当該管轄安定所に提出することとして差し支えないこと。ただし、郵送や電子申請による提出が困難である場合は、本社等を管轄する安定所へ提出することも可能であること。この場合、被災した事業所の管轄安定所以外の安定所は、当該被災した事業所の管轄安定所と連絡調整を行いつつ、代行入力を行う必要があることに留意すること。

なお、事業主が休業者に休業票を交付することが困難な場合には、安定所は休業票の交付を直接休業者に対して行うこととするが、その場合には事業主等に対してその旨の連絡をしておくこと。

## (3) 事業主等による休業証明書の提出が困難な場合の取扱い

事業主等が被災等により休業証明書の提出が困難な場合には、休業者自ら

休業票の交付申請を行うこととし、休業者には雇用保険被保険者本人であることの確認書類（マイナンバーカードなど）及び賃金額を確定するための資料（給与明細書）などの持参を求めるとともに、事業主等に確認するなどにより職権により休業票を作成すること。

なお、休業者が賃金額を確定するための資料等を所持していない場合には、別紙4の疎明書の様式例を適宜修正の上活用し、休業証明書の作成及び休業票の交付を行うこと。

#### (4) 事業主等への周知

激甚特例に係る事業主等が行う手続について、別紙5のリーフレットを安定所内に掲示するとともに事業主等に配布するなどにより周知を行うこと。

以上

別表 令和6年能登半島地震に係る災害特例と激甚特例（令和6年1月11日現在）

	通常の取扱い	災害特例	激甚特例
対象	—	災害により事業所（災害救助法適用地域及び隣接する地域内に所在）が休廃止したため一時的に離職を余儀なくされた者	激甚災害により事業所（災害救助法適用地域に所在）が休廃止し、労働の意思及び能力を有するにも関わらず賃金を受けることができない者 （政令による指定期日（令和6年12月31日）までの措置）
事業所との雇用関係	なし	なし（雇用予約あり）	あり
求職申込み	要	要	不要
使用する帳票	離職票	離職票（災表示）	休業票
失業認定における求職活動実績	要（※1）	不要（失業認定日への出頭は必要）	不要（失業認定日への出頭は必要）
手続安定所（※2）	住居所管轄所	住居所管轄所	住居所管轄所又は事業所管轄所
所定給付日数	離職理由による	特定受給資格者扱い（離職区分1B）	特定受給資格者扱い（離職区分3B）
個別延長給付	特定受給資格者及び特定理由離職者（正当な理由のある自己都合離職者を除く）が対象	対象	対象
その他	—	—	高年齢被保険者及び短期雇用特例被保険者は一般被保険者とみなして特例基本手当を支給 休業終了後又は指定期日の翌日（令和7年1月1日）から被保険者資格を再取得（事業主による資格取得届提出が必要）

（注）「令和六年能登半島地震による災害についての激甚災害及びこれに対し適用すべき措置の指定に関する政令」（令和6年政令第4号）においては、求職者給付の支給に関する特例措置の対象地域は「災害救助法適用地域」とされている。

※1 災害に伴うやむを得ない理由により認定対象期間に実施を予定していた求職活動を行うことができなかつたと認められる場合は、当該活動を実施していたとみなす（令和5年8月4日付け雇用保険課長補佐（業務担当）事務連絡「災害救助法適用時における求職者給付の支給に関する特例措置に関する留意事項等について」の記2(4)）。

※2 避難先など住居所管轄所以外の安定所でも手続可能（同事務連絡の記2(3)）。

**【令和6年能登半島地震に伴う雇用保険求職者給付の給付制限の特例】**

**給付制限の対象の方（退職理由が自己都合など）は、令和6年能登半島地震の激甚災害指定に伴い、給付開始時期が早まります。**

令和6年1月1日時点で、当該被災地域に居住している方であって、災害発生前から令和6年12月31日までに離職した方のうち、雇用保険求職者給付の給付制限期間が1か月に短縮される特例措置がありますので、できる限り早くハローワークに来所してください。

**① 雇用保険求職者給付の手続がお済みの方**

- 激甚災害発生日時点で、給付制限期間が1か月を経過している方は、激甚災害発生日から失業の認定を受けることができます。
- 待期中の方又は給付制限期間が1か月を経過していない方は待期満了後1か月経過後から、失業の認定を受けることができます。
- ハローワークから指定された失業認定日（「雇用保険受給資格者証」に記載があります）に関わらず、ハローワークに来所すれば、激甚災害発生日から来所日の前日（待期満了後1か月経過していない方は、1か月経過した日の翌日から来所日の前日）までの分の給付を受けることができます。
- これ以後は、ハローワーク指定の失業認定日に来所してください。

**② 今後、雇用保険求職者給付の手続をされる方**

- 待期満了後1か月経過後から、失業の認定を受けることができます。
- ハローワーク指定の失業認定日に来所してください。

**※ 制度利用に当たっての留意事項**

激甚災害発生日時点で、当該被災地域内に居住していた方が対象です。災害発生後、当該地域外に転居した場合も対象になります。

詳細な内容や、お困りのことがあれば、裏面のハローワークや労働局にご相談ください。





# 雇用保険被保険者離職証明書 (安定所提出用)

休業

【記載について】

赤字のとおり記載していただき、  
黒枠で囲んでいる部分を記載してください。

① 被保険者番号 4302 - 123456 - 7 ③ フリガナ テキョウ ユウコ ④ 離職年月日 令和 6 年 1 月 20 日

② 事業所番号 1701 - 765432 - 1 離職者氏名 適用 優子

⑤ 名称 株式会社ハローワーク 928-8609  
事業所所在地 石川県金沢市西念3-4-1 石川県輪島市鳳至町畠田99-3  
電話番号 076-265-4432 電話番号 (0768) 22 - 0325

この証明書の記載は、事実と相違ないことを証明します。  
住所 石川県金沢市西念3-4-1  
事業主 076-265-4432  
氏名 代表取締役 厚労 太郎

余白に朱書きで「休業」と記載してください。

休業を開始した日の前日を記載してください。

### 離職の日以前の賃金支払状況等

⑧ 被保険者期間算定対象期間	⑨ ⑧の期間における雇用特別給付金支払基礎日数	⑩ 賃金支払対象期間	⑪ ⑩の基礎日数	⑫ 賃金額	⑬ 備考
離職日の翌日 1月21日	離職日 離職月 31日	1月1日~ 離職日 20日	20日	180,000	
	11月21日~ 12月31日	12月1日~ 12月31日	31日	200,000	
	10月21日~ 11月31日	11月1日~ 11月31日	30日	200,000	
	9月21日~ 10月31日	10月1日~ 10月31日	31日	200,000	
	8月21日~ 9月31日	9月1日~ 9月31日	30日	200,000	
	7月21日~ 8月31日	8月1日~ 8月31日	31日	200,000	
	月 日~ 月 日	7月1日~ 7月31日	31日	200,000	
	月 日~ 月 日	月 日~ 月 日	日		
	月 日~ 月 日	月 日~ 月 日	日		
	月 日~ 月 日	月 日~ 月 日	日		
	月 日~ 月 日	月 日~ 月 日	日		
	月 日~ 月 日	月 日~ 月 日	日		

⑭ この証明書の記載内容(7欄を除く)は相違ないと認めます。  
記名押印又は自署による署名 (離職者氏名)

⑮ 欄の記載 有・無  
⑯ 欄の記載 有・無  
資・職

※ 公共職業安定所記載欄

本手続きは電子申請による申請も可能です。本手続きについて、電子申請により行う場合には、被保険者が離職証明書の内容について確認したことを証明することかてきるものを本離職証明書の提出と併せて送信することをもって、当該被保険者の電子署名に代えることができます。  
また、本手続きについて、社会保険労務士が電子申請による本届書の提出に関する手続きを事業主に代わって行う場合には、当該社会保険労務士が当該事業主の提出代行者であることを証明することができるものを本届書の提出と併せて送信することをもって、当該事業主の電子署名に代えることができます。

社会保険労務士記載欄	作成年月日・提出代行者・専任代理者の表示	氏名	電話番号
		所長	次長
		課長	係長
		係	

⑭ 離職理由 (1つ選択し、左の事業主記入欄の□の中に○印を記入の上、下欄に記載してください。)

給付制限の有無に影響を与える場合があります。適正に記載してください。

離職理由	事業主記入欄	離職区分
1 (1) 労働者によるもの		1A
1 (2) 事業所の閉止又は事業活動停止後事業再開の見込みがないため離職		1B
2 定年によるもの		2A
3 労働契約期間満了等によるもの		2B
3 (1) 採用又は定年後の再雇用時等あらかじめ定められた雇用期限到来による離職		2C
3 (2) 労働契約期間満了による離職		2D
4 事業主からの働きかけによるもの		2E
5 労働者の判断によるもの		3A
6 その他 (1-5のいずれにも該当しない場合)		3B
		3C
		3D
		3E

⑮ 具体的事情記載欄 (事業主用)

⑯ 離職者本人の判断 (○で囲むこと)  
事業主が○を付けた離職理由に異議 有り・無し

記名押印又は自署による署名 (離職者氏名)

公共職業安定所長 殿

雇用保険の特例給付（休業者に対する給付）について、従業員の受給手続きのために必要となる以下の事項に回答します。

1. 休業となった労働者数と労働者氏名（性別、年齢含む。年齢はおおよそ。）  
（別紙に記入してください）。
2. 休業の開始日
3. 休業期間の見込み（見込みが立たない場合は「不明」と記載）
4. 休業に至った理由（災害により受けた影響を具体的に記載）
5. 休業期間中の賃金（休業手当を含む）支払の有無、休業期間中に就業させることの有無  
（支払） 有 ・ 無 （就業） 有 ・ 無
6. 休業直前6か月間で見ても、1か月あたり支払っていた賃金（手取りではなく、総支給額であって、ボーナスは含まない。1か月あたりの平均額で可）  
（労働者によって異なる場合は、可能な範囲内で詳細に記載）
7. 上記6の賃金形態（月給か日給かなど）とひと月あたりの勤務日数（11日以上であれば、「11日以上」と記載することで可。労働者によって異なる場合は、別紙に記載）
8. 本給付の受給のために必要となる休業の確認を受けることについて本人の意思の確認ができない理由

上記のとおり疎明します。

令和 年 月 日

事業所名称：

事業所所在地：

事業主住所：

事業主の連絡先電話番号（あれば記入）：

（フリガナ）

事業主氏名：

（注）故意に虚偽の記載をした場合には、支給額の連帯返還や連帯納付を行っていただくこととなりますので、ご注意ください。

休業者一覧

	休業者氏名(カタカナ)	性別	生年月日(年齢)
1			
2			
3			
4			
5			
6			
7			
8			
9			
10			
11			
12			
13			
14			
15			
16			
17			
18			
19			
20			

公共職業安定所長 殿

雇用保険の特例給付（休業者に対する給付）の受給にあたって、以下の事項に回答します。

1. 休業となった事業所名と事業所所在地（所在地は可能な範囲まで記載可）
2. 休業の開始日
3. 休業となった事業所での勤続年月
4. 休業開始日から本日までの賃金（休業手当を含む）支払の有無及び就業の有無  
（支払） 有 ・ 無 （就業） 有 ・ 無
5. 休業直前6か月間で見ても、1か月あたりもらっていた賃金（手取りではなく、総支給額であって、ボーナスは含まない。1か月あたりの平均額で可。）
6. 休業直前6か月間の賃金形態（月給か日給かなど）とひと月あたりの働いた日数（11日以上であれば、「11日以上」と記載することで可。）
7. 本人名義の払渡希望金融機関名称、預金（貯金）通帳の記号（口座）番号（なければ後日でも可。）

上記のとおり疎明します。

令和 年 月 日

住所：

連絡先電話番号（あれば記入）：

生年月日：

性別：  
（フリガナ）

氏名：

（注）故意に虚偽の記載をした場合には、支給額の返還や不正に受給した金額の最大2倍に相当する額の納付を行っていただくこととなりますので、ご注意ください。

## 令和6年能登半島地震に伴う雇用保険の特例措置について

**令和6年能登半島地震に伴い、事業所が災害により休止・廃止したため休業を余儀なくされ、労働者に賃金（休業手当を含む）を支払うことができない場合、実際に離職していなくても、又は再雇用を約した一時的な離職の場合であっても、労働者の方は失業給付（雇用保険の基本手当）を受給することができます。**

※労働者が雇用されている事業所は被災地域外でも、労働者の就業場所（店舗、建設現場、派遣先など）が被災地域内の場合も対象になります。

※制度利用に当たっての留意事項

この特例措置を利用して失業給付の支給を受けた方については、休業又は一時離職（以下「休業等」）が終了し、雇用保険被保険者資格を取得しても、当該休業等の前の雇用保険の被保険者であった期間は通算されません。

また、休業されていた労働者の方が再び就業することになった場合、またはこの特例の実施期限（令和6年12月31日）が到来した場合には、改めて「雇用保険被保険者資格取得届」の提出が必要です。

※本特例は激甚災害に指定されている地域（＝災害救助法の適用地域）が対象となります。対象地域については、直下リンクまたは右 QR コードから「令和6年能登半島地震にかかる災害救助法の適用について」の最新版をご確認ください。

[https://www.bousai.go.jp/taisaku/kyuujo/kyuujo\\_tekiyou.html](https://www.bousai.go.jp/taisaku/kyuujo/kyuujo_tekiyou.html)



手続きの流れ

- ① 雇用保険被保険者休業証明書（雇用保険被保険者資格喪失届および雇用保険被保険者離職証明書の余白に「休業」と表示をした上で、離職理由欄などに斜線を引いてください）を記載の上、事業所管轄のハローワークへ提出してください。

雇用保険被保険者休業証明書の記載例は裏面をご覧ください。

※賃金台帳等を確認させていただく場合があります。事業所管轄のハローワークに提出できない場合（本社等が提出する場合）、別のハローワーク（本社等の管轄のハローワーク）に提出ができます。

なお、迅速な支給のため、可能な限り早期ご提出にご協力をお願いします。

※労働者が離職している場合は雇用保険被保険者資格喪失届及び雇用保険被保険者離職証明書を提出してください。

- ② ハローワークから休業票又は離職票を受け取り、休業又は一時離職した労働者へ送付（労働者の方へ送付できない場合は、ハローワークへご相談ください）

- ③ 労働者が休業票又は離職票および本人確認書類を持ってハローワークへ来所し受給手続（事業所が被災等により書類の提出が困難な場合、労働者が身分証明書や賃金額が確認できる書類を持ってハローワークへ来所してください。書類のない場合はハローワークへご相談ください。）

- 労働者に休業手当を支払い、雇用の維持を図る事業主は、雇用調整助成金が受給できる場合があります。

※詳細な内容は、最寄りの労働局またはハローワークにお問い合わせください。



